

65歳以上の年金受給者で、

「町民税・県民税」を納税されている方へ



平成21年度より、公的年金にかかる町民税・県民税を、公的年金から特別徴収する制度が導入されています。

今年度から 新規対象となる方

1月1日から引き続き伊奈町に住所があり、4月1日時点で65歳になられた方で、公的年金から介護保険料が特別徴収されている方は、10月から町民税・県民税の公的年金からの特別徴収が開始されます。(納税通知書の「年金分特別徴収税額」欄に金額が載っている方)

昨年度 対象となられた方

前年度、公的年金からの特別徴収の対象となり、年度の途中で特別徴収が停止にならず、仮徴収が行われた方は、引き続き特別徴収となります。仮徴収税額は、本年度の町

民税・県民税額が確定する前に、前年度の最後(本年2月分)の税額と同額を、同年4・6・8月分から仮に徴収するものです。本年度の税額決定後、仮徴収で納めていただいた額の残りを、同年10・12・翌年2月で特別徴収させていただきます。

対象者

4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、伊奈町に介護保険料を納めている方のうち、前年中の年金所得にかかると町民税・県民税の納税義務のある方です。

ただし、次の方は対象となりません。

- 介護保険料が公的年金から特別徴収されていない方
- 特別徴収される公的年金の年間給付額が18万円未満の方
- 当該年度の特別徴収税額が、老齢基礎年金等の額を超える方
- 1月1日以降に町外へ転出した方

対象となる年金

国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金、退職年金などを含む全ての公的年金の所得に係る住民税が、老齢または退職を支給事由とする公的年金(老齢基礎年金または老齢年金、退職年金等)から特別徴収されます。

対象とならないもの

公的年金以外の所得に対する町民税・県民税は、今までどおりの方法で納めていただくこととなります。

すでに、納税通知書により特別徴収額をお知らせしている方でも、7月以降に他市町村への転出・税額の変更・年金の支給停止・介護保険料の特別徴収が中止された場合などは、特別徴収が中止になり、普通徴収により納めていただくこととなります。

2 ④ 税務課町民税係 215

東日本大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた方へ

大震災における原子力発電所の事故による被害を受けられた方は、地方税の軽減措置等を受けられます。軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳しくは町税務課または埼玉県税務課にお問い合わせください。

なお、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域内の土地や家屋には平成23年度分の固定資産税・都市計画税は課されません。また、特段の手続きは不要です。

④ 税務課 2152・2154
または埼玉県税務課 830-2651

	税法上の措置	概要
共通	減免措置	被害にあわれた方の状況に応じて、税の減免を受けることができます。
県税	自動車税等の非課税措置	警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録がなされた自動車には、平成23年3月11日にさかのぼって自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車で永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車を取得した場合、自動車取得税および平成25年度分までの自動車税が非課税となります。
	不動産取得税の軽減措置	警戒区域内にあった家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減措置を受けることができます。
市(町村)税	固定資産税・都市計画税の軽減措置	警戒区域内にあった住宅用地や家屋に代わる土地・家屋を取得した場合、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けることができます。
	軽自動車税の非課税措置	警戒区域内にあった軽自動車で自動車検査証の返納等がなされた軽自動車には、平成23年3月11日にさかのぼって軽自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合、平成25年度分までの軽自動車税が非課税となります。

平成23年度 第15回 宅地(保留地) 公売

伊奈町中部特定土地区画整理事業地内の宅地（保留地）を公売します。
公売する保留地は16区画で、伊奈中央駅から徒歩2分～10分になります。
保留地：土地区画整理事業により新たに生み出された土地のことをいいます。

公売説明会

日時：10月15日(土)・16日(日) 10時～16時

場所：役場中2階ホール

公売説明は個別説明方式

申込期間中の平日も都市整備課窓口で公売説明を行います。

申込受付

受付期間：10月15日(土)～10月26日(水) 22(土)・23(日)を除く
8時30分～17時15分

10時～16時(15(土)・16(日))

場所：〔土日〕役場中2階ホール

〔平日〕都市整備課 区画整理担当

抽せん日 10月30日(日) 10時～

公売方法 公開抽せん方式

公売区画 16区画

用途地域

- ・近隣商業地域（建ぺい率80%、容積率200%）
- ・第一種住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）
- ・第一種低層住居専用地域（建ぺい率50%、容積率80%）

申込資格

- ・自己の建築物を建築する方（法人も可）

詳細はパンフレットまたは町ホームページでご確認ください。

☎ 都市整備課区画整理管理係 2442・2443

保留地公売一覧

保留地番号	面積(m ²)	面積(坪)	単価(円/m ²)	単価(千円/坪)	公売価格(円)	伊奈中央駅から徒歩	接道状況
	262.80	79.49	89,400	296	23,494,320	約5分	北西4m、南西6m、角地
	265.96	80.45	88,500	293	23,537,460	約5分	南東4m、南西6m、角地
	180.08	54.47	85,900	284	15,468,872	約2分	北9m、南西6m、角地
	155.02	46.89	84,200	278	13,052,684	約2分	南西6m
	260.00	78.65	58,400	193	15,184,000	約2分	南西6m、路地状
	254.36	76.94	85,200	282	21,671,472	約10分	南東6m
	254.37	76.94	82,700	273	21,036,399	約10分	南東6m
	254.35	76.94	83,500	276	21,238,225	約10分	南東6m
	254.36	76.94	85,200	282	21,671,472	約10分	南東6m
	251.01	75.93	92,800	307	23,293,728	約6分	南東6m、南西6m、角地
	232.70	70.39	91,100	301	21,198,970	約6分	南東6m
	232.71	70.39	91,900	304	21,386,049	約6分	南東6m
	232.70	70.39	91,100	301	21,198,970	約6分	南東6m
	232.72	70.39	91,100	301	21,200,792	約6分	南東6m
	512.33	154.98	98,800	327	50,618,204	約2分	北西16m、北東12m、角地
	302.45	91.49	65,000	215	19,659,250	約5分	北西6m、南東12m、二方路

伊奈町中部特定土地区画整理事業 第15回 宅地(保留地)公売位置図

